

鳥取県内の奈良・平安時代の紀年棟札について

藤木竜也¹・福代 宏²

On Munafuda (Dedication board) attributed in Nara and Heian period of Tottori Prefecture

Tatsuya FUJIKI¹ and Hiroshi FUKUSHIRO²

1 はじめに

棟札(図1)とは、一般的に「棟上げの時、工事の由緒、建築の年月、建築者または工匠の名などを記して棟木に打ち付ける板」(『広辞苑』)と説明される工事記録板のことである。これまでは文化財建造物の歴史的価値を証する付属資料、または地域の郷土資料などで、板材に書き付けられた「文字資料」として取り扱われてきた。

板材の形状や樹種、墨書の書き付け方、表現方法など、棟札そのものを歴史資料として、調査研究が取り組まれるようになったのは比較的近年になってからのこと¹⁾、生野勇氏による四国地方の民家棟札をまとめた著作²⁾、そして九州北部の棟札を対象に研究分析をなした佐藤正彦博士の一連の論考と著作³⁾がその嚆矢になる。それに続くのが、国立歴史民俗博物館が行った国宝・国指定重要文化財指定建造物の社寺棟札の調査報告ならびに、その研究分析を行った水藤真博士の著作⁴⁾、そして山梨県内の棟札を対象に調査報告を行い、それを考証した秋山敬氏の著作⁵⁾であるが、棟札に係る調査研究は、まだ全国的にその全容が解明されているとは言い難いのが実情である。

そうした調査報告書や著作から、国内最古の棟札として知られてきたのが、岩手県平泉町の中尊寺に残る保安3(1122)年棟札であり、鳥取県内では、三仏寺投入堂の永和元(1375)年棟札である。つまり、建設工事に際して棟札を作成する文化を歴史的に遡ることを可能とするのも、国内・鳥取県内ともにこれらの棟札が見出されている年代までに限られている。

鳥取県立博物館が平成24年度から実施している「鳥

取県の歴史民俗事象調査【神社の棟札】」では、国内・鳥取県内それぞれ現存最古と伝わってきたこれらの棟札をゆうに遡る、奈良・平安時代初期の作成を伝える棟札を4枚発見するに至った。これらは国内最古級の棟札であり、かつ我が国における棟札作成の文化を歴史的に遡って証する可能性を持つ貴重な歴史資料の数々である。本稿は、これら鳥取県内にて発見に至った奈良・平安時代の紀年棟札⁶⁾について報告を行うものである。

2 鳥取県の歴史民俗事象調査【神社の棟札】について

本節では、「鳥取県の歴史民俗事象調査【神社の棟札】」(以下、「棟札調査」)における調査実施状況について概説する。

これまで鳥取県では、棟札についての調査報告は市町村史に散見出来る程度で、県内全域の棟札については『鳥取県の近世社寺建築 - 鳥取県近世社寺建築緊急調査 - 』⁷⁾にて、あくまでも建造物に付属するものとして概説されるに留まってきた。特に中世における歴史資料が鳥取県内に少ないことから、その発見も期して、棟札そのものを調査対象として、作成年代の古い棟札の所蔵や棟札の形状・法量の統計を得て、その推移を把握するなど、県内全域にわたる本格的な調査に平成24年度から取り組んでいる。調査担当者は、鳥取県立博物館人文担当の福代宏であり、調査指導員として藤木竜也(鳥取県文化財保護審議会委員、元国立米子工業高等専門学校建築学科助教)が協力している。

「棟札調査」を始めるにあたって、まずは調査対象

¹〒270-2203 千葉県松戸市六高台7-66 フリーランス

²〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2-124 鳥取県立博物館

¹E-mail: t_marufuzy@yahoo.co.jp

²E-mail: fukushiroh@pref.tottori.jp

¹Free lance, 7-66 Rokkodai, Matsudo City, Chiba 270-2203 Japan

²Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori 680-0011 Japan

[受領 Received 2 December 2013 / 受理 Accepted 30 January 2014]



図1 棟札の事例 (西灘神社文化14年棟札)

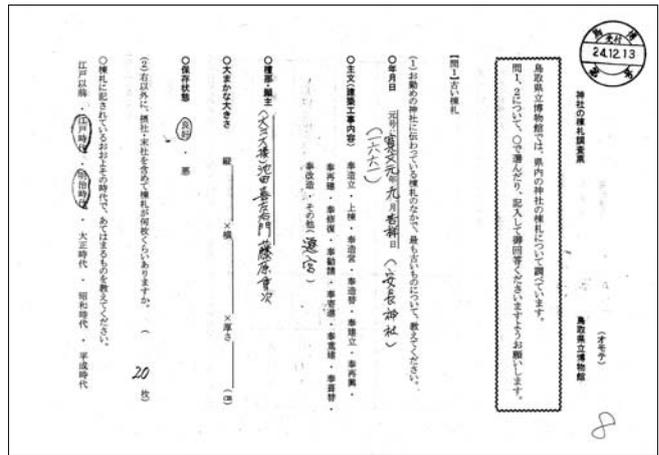


図2 アンケート調査の回答例 (賀露神社) (個人情報は黒塗りにして伏せた上で明示した)



図3 棟札調査の様子 (八幡神社：米子市東八幡)

表1 棟札調査実施神社名と所蔵棟札枚数

No.	神社名	所在	棟札枚数
1	甘露神社	岩美郡岩美町大字陸上	36
2	御湯神社	岩美郡岩美町岩井	8
3	八幡神社	岩美郡岩美町馬場	95
4	和多里神社	八頭郡八頭町市谷	45
5	大江神社	八頭郡八頭町橋本	40
6	諏訪神社	八頭郡智頭町智頭	147
7	加知弥神社	鳥取市鹿野町寺内	36
8	葦原神社	東伯郡赤碕町	181
9	賀茂神社	西伯郡大山町所子	159
10	日吉神社	西伯郡大山町赤松	45
11	坂本神社	米子市長砂	3
12	日御碕神社	米子市陰田町	34
13	犬田神社	米子市陰田町	47
14	八幡神社	米子市東八幡	72
15	日御碕神社	境港市小篠津町	123
16	西灘神社	境港市外江町	48
17	白尾神社	境港市外江町	1
18	根雨神社	日野郡日野町根雨	86
		合計 1,206枚	1社平均 67枚

坂本社・白尾神社の棟札全数調査は未実施

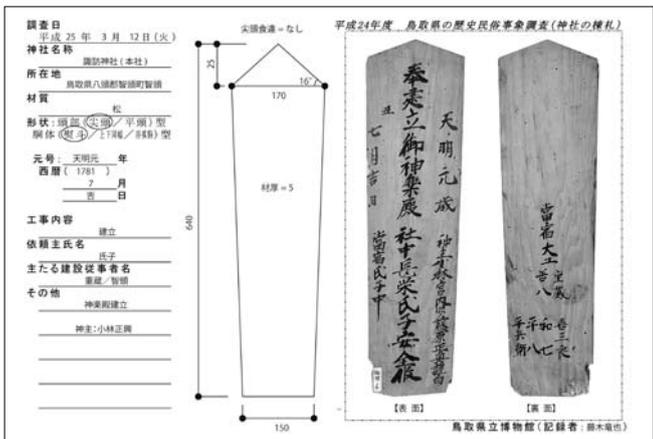


図4 調査票の作成例 (諏訪神社 天明元年棟札)

を神社の棟札に限り、兼務社を除く本務社に絞って管理者（神主）へのアンケート調査を実施した。アンケートは、A4 サイズ両面刷りで、当社に残る最も古い棟札の作成年代や建設内容、大まかなサイズ等に加えて、神社全体の所蔵枚数や棟札を書き写した古文書の有無等を調査項目として問い合わせたものであった（図2）。

アンケート調査では178社にアンケートを送付し、回答が得られたのは52社であった（回収率29%）。このアンケート結果に基づき、重要な歴史資料を得る観点から古い棟札を所蔵する神社ならびに棟札形状の統計を得るため所蔵棟札枚数が多い神社を優先的に、特に調査地域に偏りが生じないように現地調査を行っている。

現地調査では、棟札を拝殿に移動して（図3）、棟札1枚ごとに採寸し、併せて作成年代、材質（樹種）や形状、願主や大工棟梁の氏名などを書き取って調査票の作成を行っている（図4）。なお、棟札は通常棟木など屋根裏の高所に釘で打ちつけられるが、鳥取県内の神社棟札は本殿内の外陣に安置されるのが一般的で、特に民家棟札と異なり、釘で打ち付けない「置札」と細分類される棟札が大部分を占める。

平成25年10月時点で現地調査を実施した神社と所蔵棟札枚数は（表1）のとおり、18社1,206枚（平均所蔵棟札67枚）であり、この中に本稿で報告する4枚の奈良・平安時代の紀年棟札が含まれている（表2）。次節以降、これら4枚の棟札について、1枚ずつ形状、内容、作成年代などについて詳述する。

3 甘露神社所蔵の奈良・平安時代紀年棟札

3-1 延暦10（791）年紀年棟札

甘露神社（鳥取県岩美郡岩美町陸上）は『延喜式』に所載される式内社で、大山祇命（オオヤマツミノミコト）、啼澤女命（ナキサワメノミコト）の2神を祀る、当地で長きに亘って崇敬を集めてきた古社である⁸⁾。

当社には、室町時代の文安3（1446）年棟札をはじめ、近世期を中心とした計36枚の棟札が伝わっており、その中で最も古いものが、延暦10年の作成を伝える棟札である（図5）。棟札は、縦623mm、横は肩幅・下幅共に157mm、材厚15mmの縦長の杉材で、形状は頭部を切り立てない平頭型、胴部を肩幅・下幅が同一の上下同幅型とする。

風化により墨書が薄れているが、かろうじて判読が可能で、表面は中央に「奉再造蔵王権現社檀一宇兩村之氏子□□一切之處」と、祭神名「蔵王権現」に加えて、社殿を「再造」（再建）したことを示す。この主

文の両脇に、右隣を「□本地□□如来觀世音菩薩阿彌陀如来」と仏名を並べて神仏習合の諸相を示し、左隣に「延暦十□辛未九月上旬吉日 本願主…」と社殿再建（棟札作成年代）が延暦10年9月上旬であったことを伝える。残念ながら本願主の氏名は風化が著しく判読は困難であった。

さらに左端の墨書は、表面では最も明瞭で「文字不分り尓相成候尓就片脇仁書置也…」とあることから、後年に書き加えたものであることがわかる。その上に「延暦八辛未九月上旬吉日」と併記されるが、これは年号の読み違いであり、干支「辛未」に従えば延暦10年が正しい。同社には、元治元（1864）年作成である棟札文面を書き写した古文書（図6）が残されており、これによれば「一 延暦十辛未九月上旬吉日ト有之」と読みとっていることから、延暦10年の表記を裏付ける証左となる。

しかし、祭神を「蔵王権現」とすることには、この棟札の作成年代を正しく理解する上で疑わしい点が残っている。すなわち、神仏習合は奈良時代に萌芽したが、（金剛）蔵王権現（あるいは蔵王菩薩）信仰の存在は、史料的に10世紀以降とされており⁹⁾、棟札の表記内容に対して、延暦10年という、その作成年代は古すぎるように思われる。

裏面は全体的に墨書が明瞭である。表面書き加え部分の末尾に「…裏仁断書有」とあることから、裏面の墨書は、表面と時を同じくして書き加えられており、元々裏面に墨書がなかったことがわかる。また、裏面の冒頭に「明治八乙亥年新曆十月十一日布告仁相成候」とあり、明治8（1875）年頃に書き加えられたことも明らかである。それによると、明治政府により社殿の大きさを示す「社間数」や神社由緒である「式内神社由来」などの報告が求められたことに合わせて調べたところ、「…此棟札ヨリ古キハナシ能見定候処年号延暦文字頓而不分り仁相成候故古キ年号故其尊キ事惜カリシニヤ延暦ヲ片脇仁書誌置者也」と、この延暦10年を伝える棟札が最も古く、そして年号の墨書が薄れているので片脇に書き留めたという経緯が記録されている。

以上のことから、この延暦10年の作成を伝える棟札で明らかなことは次の通りである。

1. 書き加えが施された明治8年頃には風化が著しく、墨書の判読が困難であった。
2. 近世期には見られない神名と仏名を併記する神仏習合の諸相を示し、かつ棟札頭部形状が古式とされる平頭型である¹⁰⁾。
3. 鳥取県内の中世から近世初期の神社棟札に見られ

表 2 鳥取県内の奈良・平安時代の紀年棟札一覧

名称 作成年	甘露神社 延暦10(791)年		八幡神社(岩美) 弘仁5(814)年		甘露神社 延喜7(907)年		坂本神社 天元4(981)年	
	表面	裏面	表面	裏面	表面	裏面	表面	裏面
画像								
総高	623mm		651mm		615mm		364mm	
肩幅	157mm		223mm		140mm		88mm	
下幅	157mm		223mm		138mm		74mm	
材厚	15mm		13mm		13mm		13mm	
切欠	-		-		-		左下 縦11mm 横10mm	
頭部形状	平頭型		平頭型		尖頭型		尖頭型	
胴部形状	上下同幅型		上下同幅型		上下同幅型		熨斗型	
材種	杉		松		檜		杉	



□ 本地 □ □ 如来觀世音菩薩阿彌陀如来
 奉再造藏王権現社檀一宇兩村之氏子 □ □ 一切之處
 延暦十 □ 辛未九月上旬吉日 本願主 □ □
 延暦八辛未九月上旬吉日 文字不分明尔相成候尔就
 片脇仁書置也裏仁断書有



明治八乙亥年新曆十月十一日布告仁相成候
 社間数并式内神社由来其外山ノ繪圖堺内反別舊堺内拜殿神樂所
 世代神社仁始仕 □ 代ヨリ当代迄書上候抹被仰付依之奉納有之棟札
 取調べ候處此棟札ヨリ古キハナシ能見定候処年号延暦文字頓而
 不分明仁相成候故古キ年号故其尊キ事惜カリシニヤ延暦ヲ片脇仁
 書誌置者也ト云々 山中清暉代取調置者也

図 5 甘露神社延暦 10 (791) 年紀年棟札
 □ (特に文字数の判読も出来ないものは □ □) は難判読文字を示す

る梵字が使用されていない¹¹⁾。

4. 棟札が作成されたとする8世紀末には成立していないことで知られる「蔵王権現」の神号が明示されている。

延暦10年紀年棟札は、墨書の書き付け方こそ、どこことなく古式であることを感じさせるが、奈良・平安時代初期に作成された棟札が全国的に明らかでないことから、比較検証は難しい。特に「蔵王権現」の神号が記されていることから、後年に別の板材に書き改めた可能性も認められる。

この棟札の正確な作成年代を知る上では、例えば年輪年代測定法など、科学的測定方法で板材そのものの年代を明らかにすることが効果的なアプローチになると考える。

3 - 2 延喜7(907)年紀年棟札

甘露神社には、延暦10年の紀年棟札に加えて、延喜7年の作成を伝える棟札がある(図7)。

棟札は、縦615mm、横は肩幅を140mm、下幅を138mm、材厚を13mmとする縦長の檜材で、形状は頭部を切り立てた尖頭型、胴部は肩幅・下幅共にほぼ差が認められないため上下同幅型である。

墨書は表面のみで裏面にはなく、全体的に鮮明で判読が容易である。表面の中央に主文を「奉造立蔵王権現新殿一字社頭安全所」と大書し、祭神名「蔵王権現」と社殿を「造立」と建て替えたことを伝える。主文の両脇には、右隣に「天地陰陽内天外天雲海国土神精元礼」、左隣に「万徳圓備感應成就誓首礼謝信受奉行」とそれぞれ示す。これらは神社棟札に書き付けられる慣用句の一種で、甘露神社に伝わる近世期の棟札の多くと内容、表現方法共に共通していることが認められる(図8)。その下部には「本願庄屋 中嶋加兵衛 年寄 助左工門 同 甚左工門 神主 中嶋左近政久」と遷宮に関わった願主、神主といった関係者氏名、そして「于時延喜七丁卯年九月十五日」と棟札作成年代が延喜7年9月15日であったことを伝える。

上端には「明」を四方から短斜線で囲む図案が書き付けられている。これらは棟札特有の記号である。4本の短斜線は全国的に類例が知られ、①「水」の中央線を省略した火災除けの呪い、②四天王(持国天、広国天、毘沙門天、増長天)の表象、③四封(四方を抑えた結界)の省略表現など、様々な解釈がなされている¹²⁾。また、「明」は他地域での類例が報告されていない記号で、その意図するところは明らかではないが、鳥取県内における「棟札調査」の成果からは13事例、17世紀中期～18世紀初頭にかけて類例が確認出来る

ものである。

延喜7年の作成を伝える棟札は、表記年代こそ平安時代にあたるが、板材の風化はほとんど認められず、中央に主文を大書して左右に慣用句を配し、記号を併記する点など、甘露神社に伝わる他の近世期の棟札との共通点が多い(図8)。従って、この棟札は後年に作り直したものである可能性が極めて高いと考える。

4 八幡神社(岩美)所蔵 弘仁5(814)年紀年棟札

八幡神社(鳥取県岩美郡岩美町馬場)は、石清水八幡宮から勧請したと伝わる近隣7集落の氏神として崇められてきた神社である。『鳥取県神社誌』(1935年)によれば、創建は四条天皇御宇の頃(貞永元年～仁治3年)とも、嵯峨天皇御宇の頃(大同4年～弘仁14年)とも伝わる古社で、誉田別尊(ホンダワケノミコト)ほか2神を祀る。

当社には、承応2(1653)年以降、昭和50(1975)年まで欠けずに連なる13枚(摂社・末社を含むと95枚)の棟札を伝えるが、中でも突出して古い年代の作成であるというのが、この弘仁5年の作成を伝える棟札である(図9)。

棟札は、縦651mm、横は肩幅・下幅共に223mm、材厚を13mmとした縦長の松材で、虫食いによる損傷が目立つ。形状は頭部が平頭型、胴部が上下同幅型である。

墨書は表面のみに施され、裏面には見られない。表面の中央に「奉勧請(右段)湯田□尊(左段)大帯姫尊 神□□□」と大書し、祭神名「湯田□尊」「大帯姫尊」を並べて記す。現在の主祭神である誉田別命でないことから、これは後に合祀されたと考えられそうである。

中央主文の両脇には、右隣に「天下泰平国土安穩…」と世の平安を祈念する願文が並べられ、左隣に「弘仁五年申午三月二十八日」と社殿建立(棟札作成年代)が弘仁5年であったことを伝えている。この棟札は、「奉勧請」と記した社殿の建立を伝える棟札であるが、当社の創建を伝える棟札として読み取ることも可能で、これに従えば本社の創建は『鳥取県神社誌』に伝わる嵯峨天皇御宇の頃というように理解することもできそうである。

結論から言えば、当社に残る弘仁5年の作成を伝える棟札は、後年に書き写したものと考える。漆のような上塗材を塗布した、くすんだ風合いの松材であるが、虫食いによる板材の傷みも含めて鳥取県内で散見する17世紀前半頃の棟札に通じ、棟札に書き付けられた書体も極めて稚拙な印象が強い。平安時代初期に作成された棟札の類例がないため根拠に乏しいが、棟札の

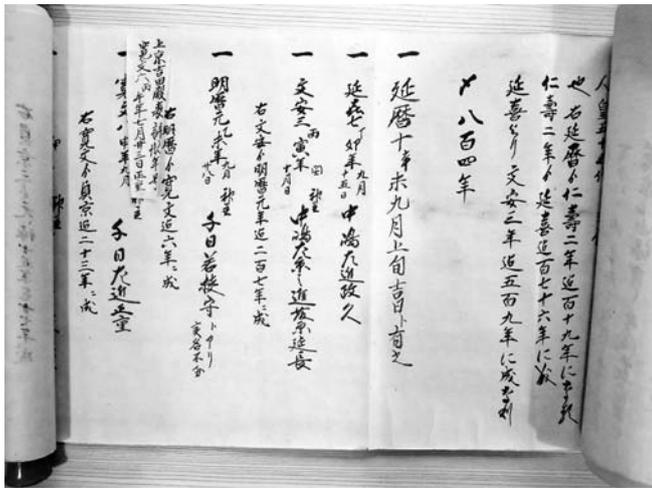


図6 甘露神社元治元(1864)年文書



図9 八幡神社(岩美)弘仁5(814)年紀年棟札
□は難判読文字を示す



図7 甘露神社延喜7(907)年紀年棟札
□は難判読文字を示す

天地陰陽内天外天雲海国土神精元礼
 明奉造立蔵王権現新殿一宇社頭安全所
 万徳圓備感應成就誓首礼謝信受奉行 御遷宮之行事者 浦住村神主 幣頭 田中権大副 □
 于時延喜七丁卯年九月十五日十二氏子 □毛同人 敬白

本願庄屋 中嶋加兵衛 年寄 助左工門
 神主 中嶋左近政久 ムナギ一本寄進吉兵衛 同 甚左工門



図8 甘露神社貞享2(1685)年棟札(表面)





図10 坂本神社 天元4 (981) 年紀年棟札



図11 坂本神社 天元4 年紀年棟札 木肌詳細

表記方法も近世の棟札に通じる印象を抱かせ、穿った見方をすれば、後年における全くの創作であることも否定し難い。ただ、これらはいささか主観に依った考察であるため、より踏み込んで考証を得るならば、年輪年代測定法のような科学的なアプローチにより、板材そのものの年代を明らかにすることが有効な手立てになるだろう。

5 坂本神社所蔵 天元4 (981) 年紀年棟札

坂本神社（鳥取県米子市長砂町）は、創立年は不詳だが、素戔男尊（スサノオノミコト）を主祭神に他9神を祀る近隣7集落の氏神として崇敬を集めてきた古社である。

当社において最も古い棟札として伝わるのが、天元4年の作成を伝える棟札である（図10）。縦364mm、横は肩幅88mm、下幅78mm、材厚13mmとする縦長の杉材で、風化による損傷が著しい。形状は、頭部を尖頭型、胴部を下端ほど幅が狭くなる熨斗型とする。また、風化でわかりにくいだが、左下端を縦横10mm幅ほどで斜めに切り落としていた。これは「切欠」と呼ばれるもので、一部をあえて切り欠くことで魔除けを意味する「鬼門切り」とも呼ばれてきたものである¹³⁾。この「切欠」は、九州北部の棟札に類例が知られ

るが、今回の「棟札調査」を進めている中で、鳥取県内の神社棟札で概観すると、東部（因幡）より西部（伯耆）に多い傾向にあることがわかっている。

墨書は表裏両面共に書き付けられており、それぞれ中央に（表面）「奉建立妙見大明神一字…」、（裏面）「天元四年巳二月吉日神主…」と鮮明に大書される。このことから、天元4年に社殿の建立が行われていたことがわかる。

棟札の木肌をつぶさに見ると、判読は困難であるが、何かしらの文字が書き付けてあり、その部分が盛り上がって見える（図11 図中該当の箇所を黒二重丸で囲んで表記した）。これは墨で覆われていた分、周囲に比べて風化が遅れたためであろう。すなわち棟札作成当初は、主文の両脇にも墨書が書き付けられており、天元年間作成の古棟札にしては墨書が不自然に鮮明というのも、後に上書きしていることによるものと理解出来る。

また、墨書の上書きがなされていてもなお、後年に別の板材に書き写している可能性も十分に検証の余地が残されていると考える。

6 まとめ

本稿では、鳥取県立博物館が平成24年度から実施

している「鳥取県の歴史民俗事象調査【神社の棟札】」において見出すことの出来た4枚の奈良・平安時代の紀年棟札について報告を行った。その概要は下記の通りである（本文と異なり、棟札作成年代に並べ替えて表記する）。

- ・甘露神社所蔵 延暦10(791)年紀年棟札(図5)
風化により墨書の判読が困難だが、明治8(1875)年に当初の墨書に重ならないように、年号や由緒の書き加えが行われていた。この棟札が作成された8世紀末には、まだ成立していないとされる「蔵王権現」の神号が記されていることから、後年に別の板材に書き改めた可能性が認められる。
- ・八幡神社(岩美)所蔵 弘仁5(814)年紀年棟札(図9)
虫食いによる損傷が目立つ。板材や墨書の書き付け方から類推して、後年に書き写したか、新たに作り直した可能性が考えられる。
- ・甘露神社所蔵 延喜7(907)年紀年棟札(図7)
板材の風化が認められず、また、当社に伝わる近世期の棟札に通じる墨書の書き付け方であるため、後に別の板材に書き改めた可能性が極めて高い。
- ・坂本神社所蔵 天元4(981)年紀年棟札(図10)
風化による損傷が著しく、後年に墨書を上書きしている。

見出された4枚の奈良・平安時代の紀年棟札は、風化または虫食いによる板材の損傷が目立つものの、薄れた墨書に書き添えたり、上書きをしたりと棟札が失われないための措置を施しつつ、現在にまで伝えられてきた、我が国における棟札作成の文化を歴史的に遡って証する可能性を持つ貴重な歴史資料である。

しかし、これは棟札に記載される「文字資料」がそう言わせているのであり、今に伝わる棟札そのものが記録されたとおりに奈良・平安時代初期に作成されたものであるとは限らない。その正確な作成年代を知るためには、年輪年代測定法などの科学的なアプローチにより、板材そのものの年代を解き明かすことが有効な手立てになることだろう。

註

- 1) 佐藤正彦(1995)『天井裏の文化史—棟札は語る』講談

- 社, pp.44-47 に棟札研究の推移が概説されている。
- 2) 生野勇(1989)『民家の資料集成：四国地方の民家を中心として』文化財建造物保存技術協会
 - 3) 佐藤正彦(1994)「九州北部及び隣接地に於ける棟札の形態と材質の研究」『日本建築学会計画系論文集』第462号 pp.157 - 165 ほか5編, 前掲注1『天井裏の文化史—棟札は語る』
 - 4) 国立歴史民俗博物館編(1993 - 1997)『社寺の国宝・重文建造物等棟札銘文集：「非文献資料の基礎的研究(棟札)」報告書』国立歴史民俗博物館, 水藤真(2005)『棟札の研究』思文閣出版
 - 5) 山梨県教育委員会学術文化財課編(1995 - 2005)『山梨県棟札調査報告書』山梨県, 秋山敬(2010)『棟札の基礎的研究—主として甲斐国の事例を素材として』岩田書院
 - 6) 本稿で報告を行う4枚の棟札は、後年に別の板材に書き改めた可能性があり、棟札に記載される年号と現在に伝わる棟札そのものの作成年代に開きがあることが想像される。そのことを鑑みて、本稿では過去の作成の記録を伝える棟札という意味で「紀年棟札」の語を用いることにする。
 - 7) 鳥取県教育委員会文化財課編(1987)『鳥取県の近世社寺建築—鳥取県近世社寺建築緊急調査—』鳥取県教育委員会 pp.15
 - 8) 甘露神社、八幡神社、坂本神社各社の由緒や祭神は、鳥取県神職会編(1935)『鳥取県神社誌』鳥取県神職会を参照した。
 - 9) 藤岡穰(1999)「伝説の尊像、蔵王権現」(大阪市立美術館・毎日新聞社『役行者と修験道の世界 山岳信仰の秘宝』pp.193 - 198 に掲載) pp.194 によれば、蔵王権現の初見史料は承平7(937)年の『醍醐寺根本像正略伝』であるとされる。
 - 10) 前掲注1『天井裏の文化史—棟札は語る』p.55にて、本稿で平頭型と呼称する角型棟札について「古い棟札、特に一六世紀以前の棟札には角型が多い」と、尖頭型より平頭型が古式であることが述べられている。
 - 11) 「鳥取県の歴史民俗事象調査【神社の棟札】」にて現地調査を行った神社棟札に梵字が書きつけられていたものは16枚ある。それによると、梵字が書き付けられた棟札の作成年代は、甘露神社に伝わる文安3(1446)年棟札から17世紀中の棟札に限られていることがわかっている。
 - 12) 前掲注5『棟札の基礎的研究—主として甲斐国の事例を素材として』pp.237 - 239
 - 13) 前掲注3「九州北部及び隣接地に於ける棟札の形態と材質の研究」pp.158 - 159